

(資料1)

1 高齢者、障害者等に配慮した行政サービスの推進状況

点字ブロック (視覚障害者誘導用ブロック) ①

内容

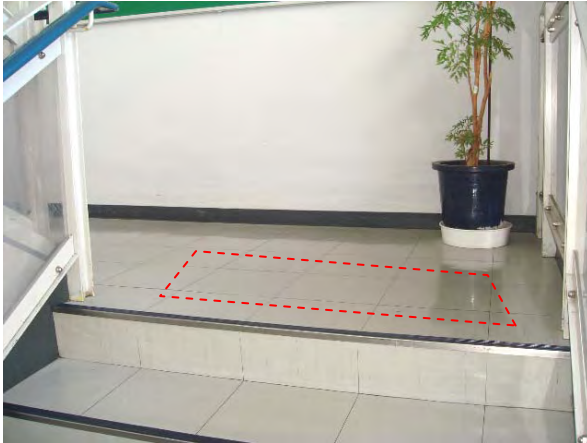
庁舎敷地出入口から総合案内窓口までの視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない (ほぼ全面にわたりブロックの敷設がない。)



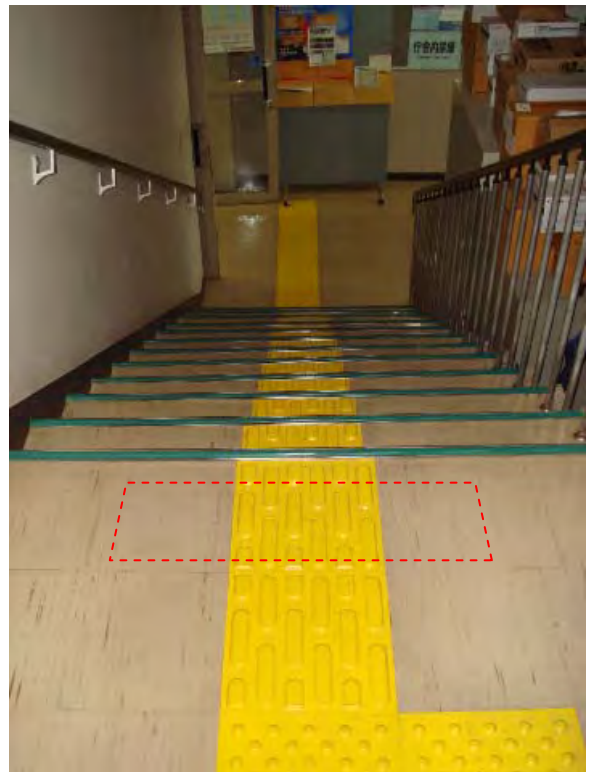
点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック） ②

内 容

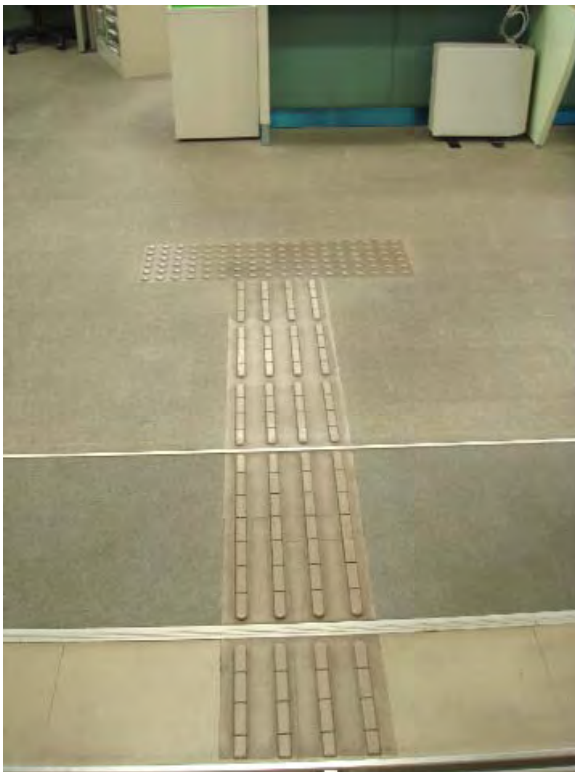
点字ブロックの敷設が不十分なものとなっている。



階段上端部に敷設することとされている警告ブロックが敷設されていない



階段上端に注意を促す警告ブロックを敷設すべきところ、そのまま誘導ブロックが敷設されている

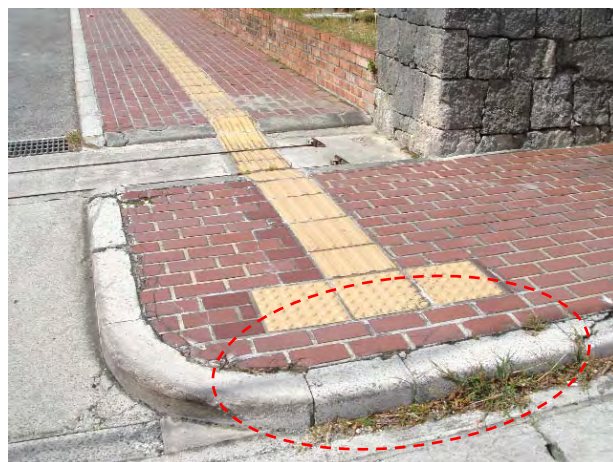


点字ブロックの劣化により色あせて床と同系色となっている

移動等円滑化経路

内 容

移動等円滑化経路が適切に確保されていない。



庁舎敷地出入口の主な歩行者用通路と車道との間に 10cm の段差があるため、車いすでの円滑な移動に支障となっている



庁舎の出入口に敷設された点字ブロックの起点部分に雑草が生えており、視覚障害者が通行する際につまずき、転倒するおそれあり。

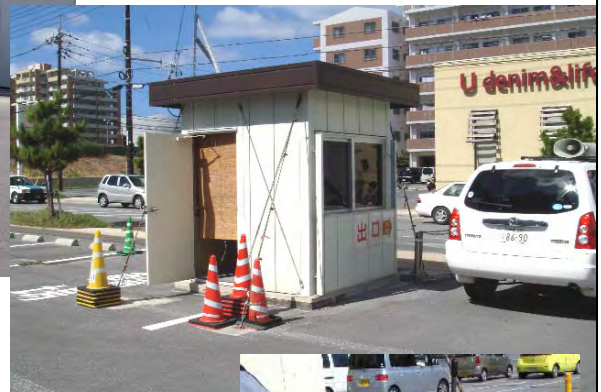
※ 本事例は当事務所の現地調査後改善済み



車いす使用者用駐車施設

内 容

仮設の車いす使用者用駐車施設から庁舎玄関までは 200mほど離れているため、車いす使用者等の希望に応じて、守衛が庁舎に近い駐車場に無線等により案内することが可能であるが、その旨の説明が表示されていない。



庁舎玄関の呼出装置

- 内 容
- ① 受付を設けない場合に玄関付近に設置することとされている呼出装置が故障しており、障害者等の利用に支障があるもの
 - ② 玄関付近の呼出装置に点字表示がないため、視覚障害者等の円滑な利用に支障があるもの



庁舎玄関外側の押しボタン式の呼出装置が故障し使用不能



庁舎玄関付近の夜間呼出ボタンには点字の表示がない



多機能トイレ ①
 (車いす使用者、その他多様な利用者の利用に配慮した多機能なトイレ)

内 容 多機能トイレの設備に不備がある (多機能トイレを設置しているが、トイレ内に非常通報ボタンが設置されておらず、トイレ内での事故発生時に呼び出しができず危険)。



非常通報ボタンが設置されていない。



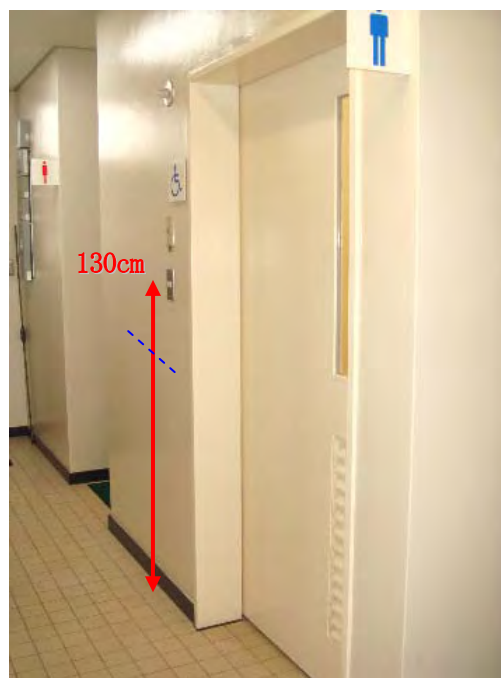
推奨事例



多機能トイレ ②

内 容

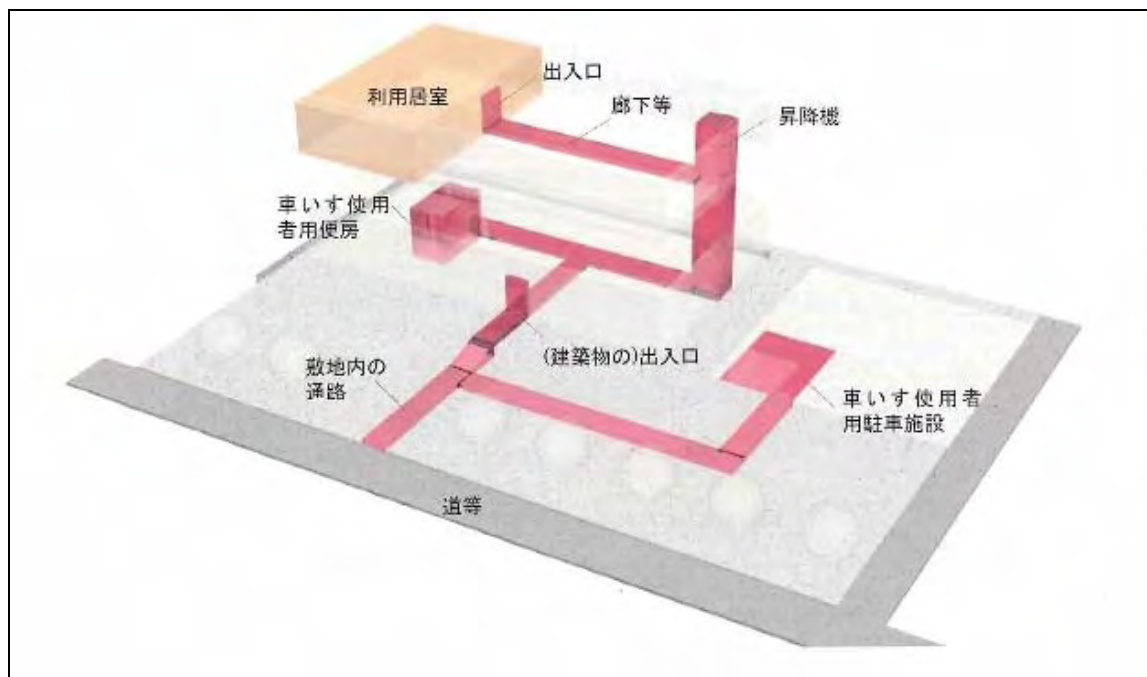
多機能トイレの設備に不備がある（多機能トイレの手動の電灯スイッチが、車いす使用者の操作が容易な高さ（100 cm以下）を超えて設置されており（110cm～130 cm）、利用が容易にできない）。



「移動等円滑化経路」とは

- ① 建築物の敷地の接する道等から利用居室に至る1つ以上の経路を、車いす使用者用が円滑に利用できる経路とする。
- ② 当該利用居室から車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設に至る1つ以上の経路についても車いす使用者用等が円滑に利用できるようにする。

《「移動等円滑化経路」の概念図》



『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令』
(平成十八年十二月八日政令第三百七十九号)
(抜粋)

(移動等円滑化経路)

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上(第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この条において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この条において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)
 - 二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路
 - 三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路
 - 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(以下、省略)

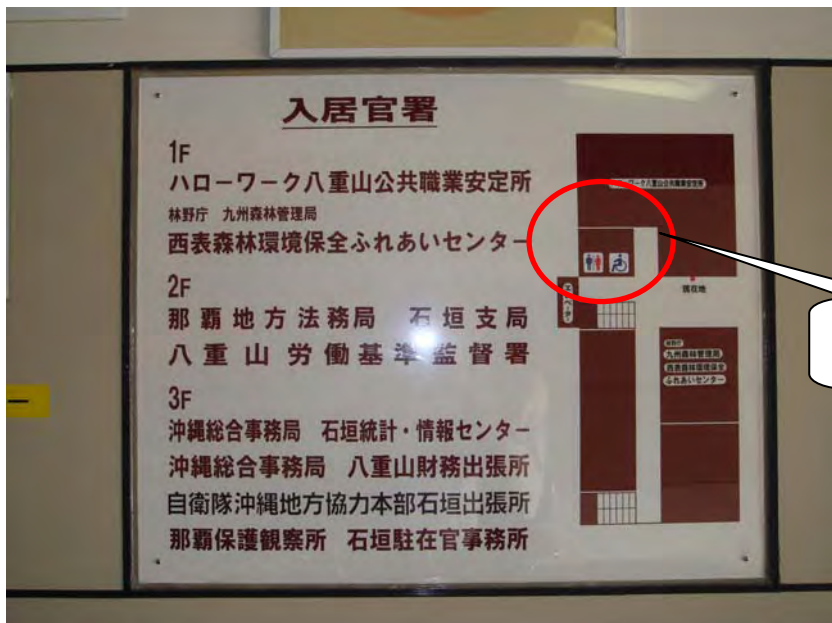
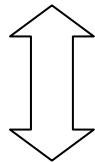
(資料3)

2 窓口業務サービスの推進状況

庁舎の総合案内板等の表示が不十分なもの ①

内容

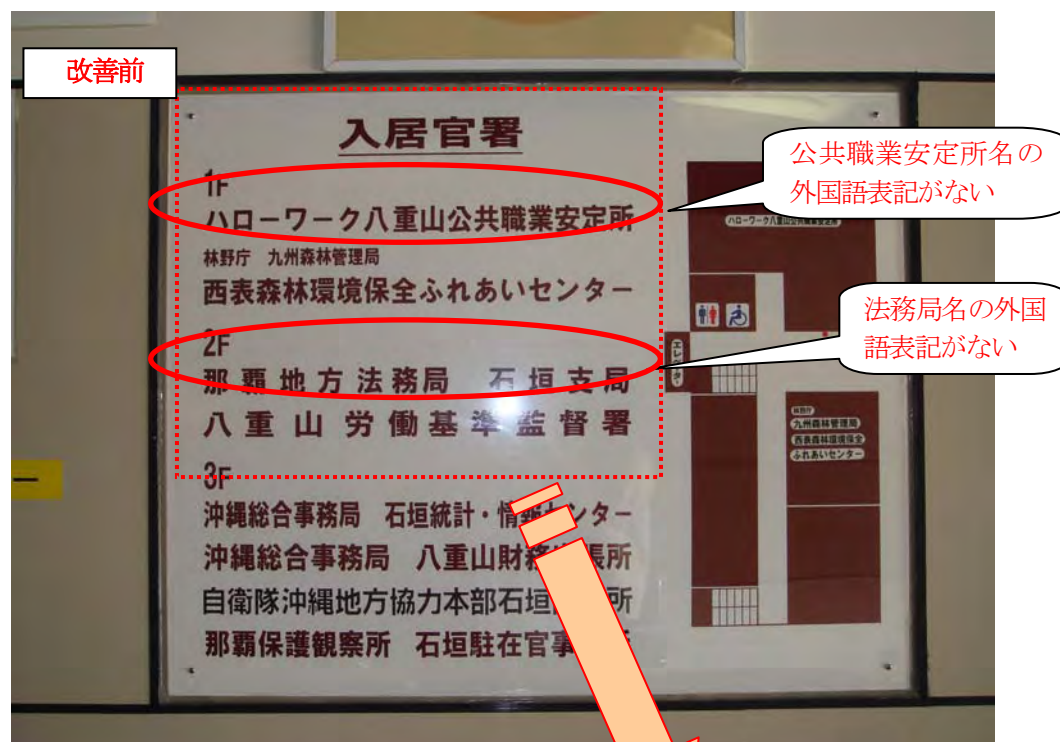
総合案内板に多機能トイレの表示がないため、障害者等にとって不便となっているもの



庁舎の総合案内板等の表示が不十分なもの ②

内容

総合案内板等の機関名等に外国語が併記されていないため、外国人利用者にとって不便となっているもの



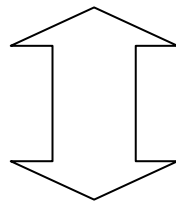
プライバシーに配慮した窓口の整備が不十分なもの

内 容

相談窓口等において、プライバシーを保護するための隣席等との仕切り板等が整備されていないもの



隣席との仕切り板がない



隣席との仕切り板あり

(資料4)

3 受動喫煙防止対策の実施状況

庁舎玄関前等に灰皿が置かれており、非喫煙者に受動喫煙のおそれがあるもの

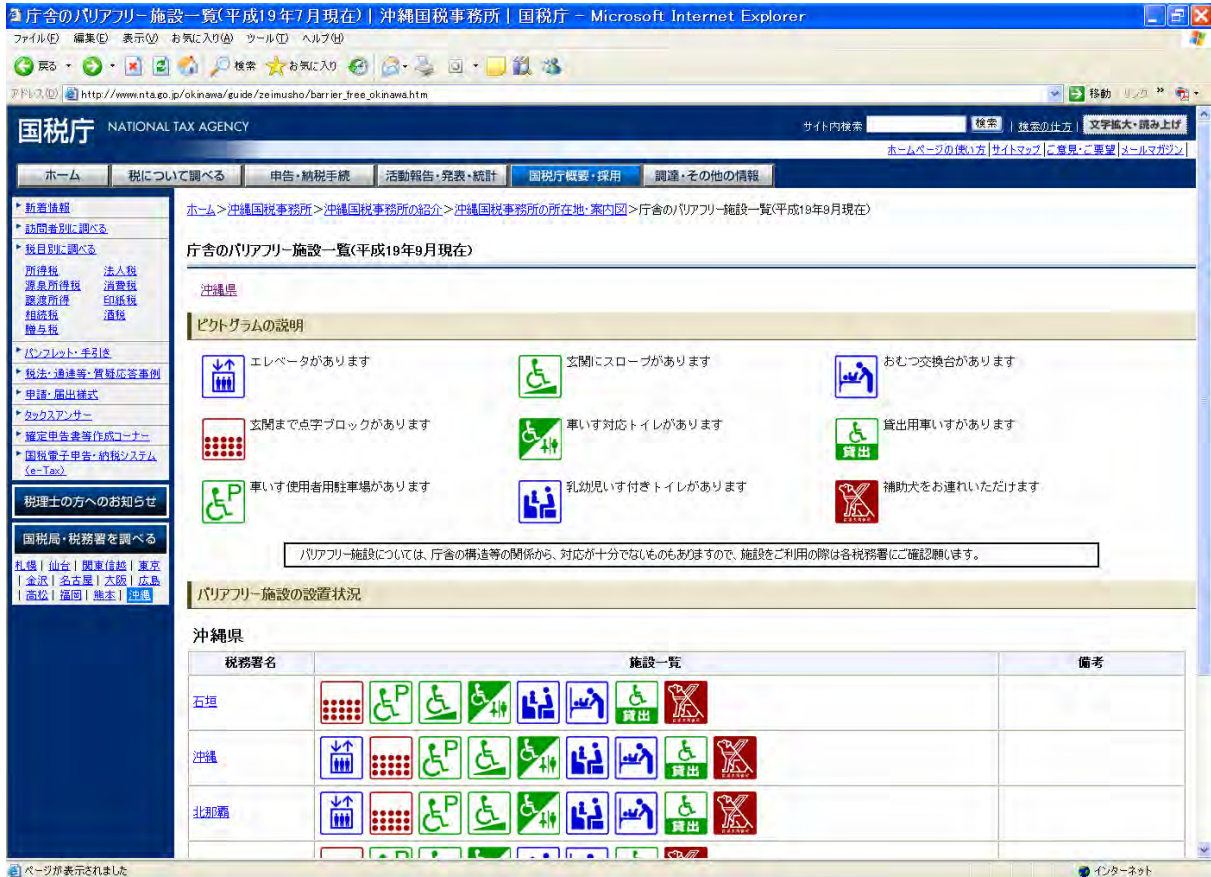
内容

庁舎内全面禁煙としているが、庁舎玄関前に灰皿が置かれ、そこで喫煙する者がいることから、たばこ煙の玄関付近への滞留や、風向きによってはたばこ煙が庁舎内や利用者の導線上に流入する可能性があり、非喫煙者に受動喫煙のおそれがあるもの



(推奨事例)

2 窓口業務サービスの推進状況

ホームページに庁舎のバリアフリー施設一覧が掲載されているもの													
内 容	障害者等への情報提供として、ホームページに庁舎のバリアフリー施設一覧が掲載されている。												
 <p>The screenshot shows the National Tax Agency website with the following content:</p> <p>庁舎のバリアフリー施設一覧(平成19年7月現在) 沖縄国税事務所 国税庁 - Microsoft Internet Explorer</p> <p>http://www.nta.go.jp/okinawa/guide/zeimusho/barrier_free_okinawa.htm</p> <p>国税庁 NATIONAL TAX AGENCY</p> <p>ホーム 税について調べる 申告・納税手続 活動報告・発表・統計 国税庁概要・採用 調達・その他の情報</p> <p>新着情報</p> <p>訪問者別に調べる</p> <p>税目別に調べる</p> <p>所得税 法人税 源泉所得税 消費税 贈与所得 印紙税 相続税 酒税 贈与税</p> <p>パンフレット・手引き 税法・関連法・賞与規定等集 申請・届出様式 タックスアンサー 確定申告書等作成コーナー 国税電子申告・納税システム (e-Tax)</p> <p>税理士の方へのお知らせ</p> <p>国税局・税務署を調べる</p> <p>札幌 仙台 関東信越 東京 金沢 名古屋 大阪 広島 高松 福岡 熊本 沖縄</p> <p>沖縄県</p> <p>ピクトグラムの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> エレベーターがあります 玄関にスロープがあります おむつ交換台があります 玄関まで点字ブロックがあります 車いす対応トイレがあります 貸出用車いすがあります 車いす使用者用駐車場があります 乳幼児いす付きトイレがあります 補助犬をお連れいただけます <p>バリアフリー施設については、庁舎の構造等の関係から、対応が十分でないものもありますので、施設をご利用の際は各税務署にご確認願います。</p> <p>バリアフリー施設の設置状況</p> <p>沖縄県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税務署名</th> <th>施設一覧</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石垣</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>沖縄</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		税務署名	施設一覧	備考	石垣			沖縄			北部		
税務署名	施設一覧	備考											
石垣													
沖縄													
北部													

総合案内板が分かりやすいもの

内容

庁舎総合案内板が窓口ごとに色分けされており、初めての利用者にもわかりやすい。



車イス用記載台が設置されているもの

内 容

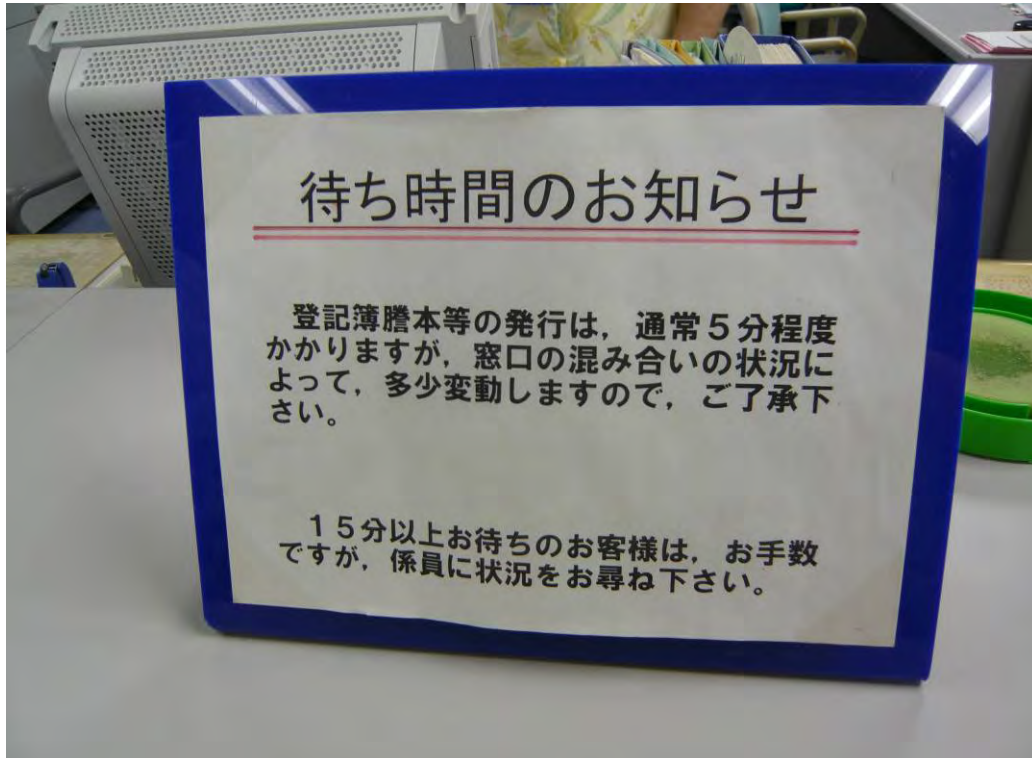
車いす用記載台が設置されている。



待ち時間のお知らせがあるもの

内 容

窓口の平均的な待ち時間等が表示されている。



案内図のチラシを持ち帰れるようにしているもの

内容

所内の案内図を、持ち帰れるようチラシにして設置している。



案内図チラシ

ボイスコールが設置されているもの

内 容

常時混雑する窓口において、混雑解消及び利用者のプライバシー保護の観点からボイスコールを設置している。

